報 文

無断伐採の認定における山林所有者による資源量と境界明示の重要性 一宮崎県西都市における事例—*1

御田成顕*2·知念良之*3·尾分達也*3

御田成顕・知念良之・尾分達也:無断伐採の認定における山林所有者による資源量と境界明示の重要性一宮崎県西都市における事例― 九州森林研究 73:131 - 133, 2020 盗伐の問題として、山林の監視の困難さと、盗伐被害の実態さえも認知されにくいことが指摘さ れている。宮崎県西都市において発生した無断伐採の損害賠償請求訴訟では、無断伐採の存否を巡り、原告所有の土地にスギが植えられ ていたのかが争われた。被告らが原告所有の土地上にスギが無かったとする主張に対し、原告は山林境界を明示することができず、原告 の所有地のスギ立木の存在を立証できなかったことから原告敗訴の判断が下された。この司法判断から、無断伐採の認定に対し、山林所 有者は所有する資源量と境界とを明示できることが重要性となることが示唆されるとともに、これらの明示方法として求められる人証お よび物証がどのようなものかを検討することが今後の課題として示された。

キーワード:誤伐,盗伐,民事訴訟,境界不明山林,立木売買

I. はじめに

日本国内において無断伐採が増加していることが報告されてい る。2017年4月から2018年1月にかけて、全国で行政および警 察に対して62件の無断伐採注1の相談が寄せられ、そのうち九 州・沖縄地方が最多の33件を占める(林野庁, 2017)。

この問題は特に境界不明山林において発生しており(林野庁, 2019). 不明瞭な山林境界は誤伐と盗伐との判断を困難にし、法 的対応の障壁となっている (日本林業調査会, 2018)。また、森 林はその性質上、遠隔地かつ広大であり監視が届きにくいことか ら、盗伐が発生したことさえも認知されないことがあると指摘さ れてきた (新島, 1912)。

そこで本研究では、宮崎県西都市の山林を対象に行われた、無 断伐採の損害賠償請求事件を対象に、無断伐採の存否を司法がど のように判断したのかを報告する。

Ⅱ. 方法

本報告では、宮崎県西都市の山林における無断伐採の損害賠償 請求事件注2の判決文から情報を抽出し、分析を行った。

Ⅲ. 結果

1. 事実の概要

本事件は, 西都市に山林 419 m2 (以下, 「本件土地」) を所有 する原告 A が、被告 X が代表取締役を務める素材生産会社(以 下,「被告会社」)が本件土地の近隣地上の立木を買い受け、その 伐採の際に本件土地上の立木まで伐採したこと(以下,「本件伐 採」とする)を主張し、被告会社および山林仲介業者である被告 Yに対し、共同不法行為^{注3}に基づき、損害金の支払いを求めて 訴えを提起したものである。

2. 前提事実

Aは,2011年頃まで林業を営んでいた者であり、本件土地の 所有者である。被告会社は素材生産業者であり、Y は山林仲介業 者である。

本件土地は, 宮崎県西都市に位置し, 付近には訴外注4B1が所 有する土地①と、B1が1/2の持ち分を有する土地②および土 地③があり、いずれも山林である。本件土地周辺の境界は字図お よび現地の状況から客観的に明らかでなく. 境界両側の山林所有 者の認識によらざるを得ない状況であった。

本件土地は、1991年にAの妻が訴外Cより買い受け、Aは 2012年に本件土地を相続により取得した。被告会社は、2016年 に Y の仲介により B1 が所有する各土地上の立木を買い受けた。 X は本件立木売買の際、Y より現地の案内を受け、その際にB1 らと立ち会った(以下,「本件立会」)。被告会社は2016年11月 に購入した立木の伐採を行った。

3. 争点および当事者の主張

(1) 被告会社が原告所有の立木を伐採したか(争点 1)

原告は、原告の妻が本件土地を購入した際の材積調査によれば、 伐採当時少なくとも 105 m3 のスギが植えられ、本件伐採により 買受立木に含まれない原告所有の立木を無断で伐採したと主張し

被告らはこの主張を否認し、Xは本件立会の際に本件土地も確 認し、本件土地はタケや雑木林であり、スギはなかったと主張し た。そして、原告が証拠として提出した本件土地上の切株を撮影 したとする写真は、本件土地を撮影した客観的裏付けはなく、 B1の土地を撮影したものだと主張した。

(2) 山林仲介業者の責任(争点2)

Onda, N., Chinen, Y. and Owake, T.: Importance of clear indication of forest resources and boundary in the judicial judgement of a timber theft case: a case of Saito City, Miyazaki Prefecture. 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター Inst. Decision. Sci. Sus. Soc., Kyushu Univ., Fukuoka 810-0395, Japan

九州大学大学院農学研究院 Fac. Agri., Kyushu Univ., Fukuoka 810-0395, Japan

原告はYに対し、被告会社に対して伐採可能な範囲を正しく 伝達する仲介人としての義務があるにも拘わらず、この義務を果 たさず、無断伐採を惹起させたと主張した。

(3) 損害額(争点3)

原告は、妻が本件土地を購入した際に作成した検収明細書の記録と伐採時(2016年)の丸太価格とをもとに損害額を算出し、 弁護士費用とともに賠償を請求した。

4. 裁判所の判断

争点1について裁判所は、本件土地上のスギの存否に対し「原告は、原告所有の立木が伐採されたことを示す証拠として、伐採された杉の切株の状況を撮影した写真を提出するものの、上記切株が原告所有の杉の切株であることを特定するに足る立証は何らされていない(原告は、現地状況の再確認は行わないとして、この点に関する立証をしていない)」とし、「被告会社が伐採した立木の中に原告所有の立木が含まれていたことを裏付ける客観的な証拠はない」、そして「本件立会で本件土地を確認したところ、本件土地には竹が生え、杉はなかったとする旨供述しており、これらの供述を容易に排斥」できず、「被告会社の原告所有の立木の無断伐採の事実を認めるに足りる証拠もない」と判断した。

原告が証拠提出した原告の妻が本件土地を購入した際の検収明細書については、「検収明細書が本件土地上の立木についてのものであるかについては、その記載上明確ではない上、上記土地購入から本件伐採までは、25年余りが経過しているのであって、原告が林業を営んでいたことや、上記土地購入時においても既に成長したスギが相当数存在していたことがうかがえることからすれば、本件伐採の前に本件土地のスギは伐採されていたと考えるのが自然とも思われ」、「上記検収明細書の存在をもって直ちに原告の上記供述を信用することはできない」とした。さらに、原告が提出した施業図と字図^{注5}とを方位と縮尺を合わせたうえで、植え付け範囲が本件土地にも及ぶとした主張に対し、「字図の正確性についての立証はない」と判断した。

また、本件土地には 60 年生程度のスギが生えており、隣地は雑木林であるという B1 の息子である B2 による陳述書と、証人尋問における同様の証言、および隣地は雑木林であった旨を供述した B1 の会話録音が証拠として提出された。これらの提出証拠に対し裁判所は、「本件土地の近隣の所有者であることから、原告の供述の信用性を高める」ことは認めつつも、B2 は本件土地と土地①や土地②の土地の境界については明らかでない旨も証言しており、Y から伝えられるまで B1 と B2 は土地②や土地③の共有持分を有することを認識していなかったことを理由に、スギが存在していたのが土地①や土地②ではなく、「本件土地上であったとの認識が、どれほど正確なものであったかについても疑問が残る」と判断した。

これらのことから、被告会社が原告所有の立木を無断伐採した 事実が認められず、「その余の争点を判断するまでもなく、原告 の請求はいずれも理由がない」と判断され、原告の請求は棄却さ れ、原告は福岡高等裁判所に控訴した。

Ⅳ. 考察

山林仲介業者と素材生産業者とが共謀し、境界を越えて原告が

所有する立木を無断伐採したことに対する損害賠償請求事件であったが、原告所有の土地にスギが生えていたことが立証されず、原告敗訴となった事件である。本訴訟の争点は、無断伐採の存否を巡り、原告所有の土地にスギが植えられていたのかが争われた。被告等が本件土地上にスギが無かったとする主張に対し、原告が現地の再確認を行わなかった理由は不明であるものの、山林境界を明示することができず、山林所有者自らが所有するスギの資源量を証明できなかったことが司法判断を決定づけた。

通常、土地の境界は物証および人証によって明示することができる。物証として証拠提出された写真と字図の証拠能力に疑義が呈された。本件土地を撮影したとされる証拠写真については、境界の認識が曖昧であることを理由に、その写真を撮影した場所が本件土地上と特定されなかった。もう一つの物証として提出された字図は、地籍調査が遅れている山林では、現在も字図に基づいて大まかな境界が認識されることも多いものの、その境界の正確性については疑義が示された。一方、人証は、境界を隣地所有者と認識を共有することで成立する。しかし、本事例では隣地所有者と認識を共有することで成立する。しかし、本事例では隣地所有者との境界線の認識が共有されていたものの、その認識が曖昧であったことから、被告らの主張を覆すに至るほどの正確性を有していないと判断された。

これらの審議を経て下された原告敗訴の司法判断は、林業の現場において山林境界の根拠として通用している字図や隣地所有者の曖昧な認識が、司法行政において不十分であると判断されたことを示している。これらのことから、第三者が認識できる境界の表示方法と、自らが所有する資源量をどのように把握し、そしてそれを証明すべきかを検討することが、山林所有者による無断伐採対策に求められる課題であることが示唆された。

V. 謝辞

宮崎地方裁判所から資料閲覧の機会を頂き、ここに感謝する。 なお、本研究は「2018 年度木材利用システム研究基金」および 「科学研究費補助金(IP 19 K 20509)」を受けて実施した。

注

- 注1. 盗伐と誤伐との総称として「無断伐採」と呼称される。盗 伐が刑事犯であることに対し、誤伐は犯罪の構成要件である 故意もしくは過失を充足しないことから犯罪とならない。
- 注 2. 宮崎地方裁判所, 令和元年 5 月 9 日判決, 平成 29 年 (ワ) 第 412 号。
- 注 3. 共同不正行為とは、複数の者が共同で不法行為を行うこと。
- 注 4. 訴外とは当事者 (原告および被告) 以外の者を指す。
- 注 5. 公図とも呼ばれる。明治期の地租改正のために作成された 山林所有者の位置が大まかに記載された地図。

引用文献

日本林業調査会(2018)「盗伐」が全国的問題に浮上,実態把握へ. 林政ニュース 575:4-5

新島善直 (1912) 森林保護学, 542 pp, 裳華房, 東京

林野庁(2017)無断伐採に係る市町村等への相談等の件数. http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/keikaku/attach/pdf/180309_15-1.pdf(2018年11月28日利用) 林野庁 (2019) 平成 30 年度森林・林業白書, 279 pp, 林野庁, 東京

(2019年11月6日受付; 2019年12月6日受理)